

東京都総合教育会議運営要綱

平成27年6月25日
東京都総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、東京都総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、知事が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、知事に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(議事進行)

第4条 会議の進行は、教育長が行うものとする。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者（以下この条において「関係者等」という。）から当該協議すべき事項に関して意見を聴くため、関係者等を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 知事は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を教育庁総務部教育政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。